

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

### 告 示

○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定……………	(環境推進課)	1
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………	(環境推進課)	1
○公衆浴場入浴料金の統制額の指定……………	(食品衛生課)	1
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業施設管理課)	2
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	2
○道営土地改良事業の工事の完了……………	(農業施設管理課)	2
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	2
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課)	2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	2
<b>総合振興局告示及び振興局告示</b>		
○特定調達契約に係る落札者等の公示(3件)……………		3
<b>道人事委員会規則</b>		
○公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………		4

## 告 示

### 北海道告示第533号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を次のとおり指定する。

平成26年8月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 要 措 置 区 域  
室蘭市八丁平1丁目21番2の一部、23番1の一部、24番1の一部、25番4の一部、32番1の一部、33番1の一部及び35番1の一部(次の図のとおり)
- 2 特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物
- 3 当該要措置区域において講ずべき指示措置

盛土

(理由)

土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合していないため(「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局環境推進課に備え置いて縦覧に供する。)

### 北海道告示第534号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成26年8月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 形質変更時要届出区域 室蘭市八丁平1丁目21番2の一部、23番1の一部、24番1の一部、25番4の一部、32番1、33番1及び35番1の一部(次の図のとおり)
- 2 特定有害物質の種類 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物  
(「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局環境推進課に備え置いて縦覧に供する。)

### 北海道告示第535号

物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条、物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)附則第4項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定により、北海道における公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、平成26年8月11日から施行する。

なお、平成20年北海道告示第517号(公衆浴場入浴料金の統制額の指定)は、平成26年8月10日限り、廃止する。

平成26年8月1日

北海道知事 高橋 はるみ

公衆浴場入浴料金(公衆浴場法施行条例(昭和24年北海道条例第3号)第2条第1号、小樽市公衆浴場法施行条例(平成12年小樽市条例第20号)第2条第1号、旭川市公衆浴場法施行条例(平成12年旭川市条例第39号)第1条の2第1号、札幌市公衆浴場法施行条例(平成24年札幌市条例第47号)第2条第1号及び函館市公衆浴場法施行条例(平成25年函館市条例第34号)第2条第1号の普通浴場に係るものに限る。)の統制額

12歳以上の者(大人) 440円

6歳以上12歳未満の者(中人) 140円

6歳未満の者（小人） 70円

### 北海道告示第536号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年8月1日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成26. 7. 18	浦河町土地改良区
同 26. 7. 22	雨竜土地改良区

### 北海道告示第537号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成26年8月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年8月1日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
士幌西部南	知地帯総合整備 [担い手支援型] (区画整理、暗渠排水、土層改良、農用地造成)	北海道十勝総合振興局
茶内第3	農業用道路	北海道釧路総合振興局

### 北海道告示第538号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成26年8月1日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
美原	経営体育成基盤整備 [面的集積型] (農業用排水施設)	平成22. 11. 30
同	同 (客土)	同 25. 2. 20
同	同 (暗渠排水)	同 25. 12. 10
川南1支線	特定農業用管水路等特別対策	同 25. 11. 20
八幡4支線	同	同 25. 12. 5

### 北海道告示第539号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指

定を解除する予定である。

平成26年8月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 上川郡新得町字上佐幌基線102の5・104の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解除の理由 農道用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び新得町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第540号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を松前町役場の掲示場に掲示した。

平成26年8月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 通知の内容 平成26年北海道告示第490号
- 所在が不分明な者 上原 裕、齊藤 タキエ、齊藤 義哉、東館 隆夫、東館 鉄照、東館 幸夫、本間 幸一、松前漁業協同組合

### 北海道告示第541号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年8月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小樽入船3丁目4（I-1-161-698）
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
小樽市入船3丁目（次の図のとおり）
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦

覧に供する。)

## 総合振興局告示及び振興局告示

### 北海道上川総合振興局告示第97号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年8月1日

北海道上川総合振興局長 紺谷 ゆみ子

#### 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 除雪トラック (10 t 級) 3 台  
(除雪トラック (10 t 級) 3 台と交換)
- (2) 凍結防止剤散布車 (湿式4.0m<sup>3</sup>) 1 台  
(凍結防止剤散布車 (湿式4.0m<sup>3</sup>) 1 台と交換)
- (2) ロータリ除雪車 (1.3m/700 t) 1 台  
(ロータリ除雪車 (80 P S) 1 台と交換)

#### 2 落札を決定した日

平成26年7月23日

#### 3 落札者の氏名及び住所

##### (1) 1の(1)

ア 氏名 北海道日野自動車株式会社  
イ 住所 札幌市東区東苗穂2条3丁目2番15号

##### (2) 1の(2)及び(3)

ア 氏名 株式会社日本除雪機製作所  
イ 住所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目4番38号

#### 4 落札金額

- (1) 113,886,000円
- (2) 27,864,000円
- (3) 17,118,000円

#### 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

#### 6 一般競争入札の告示

平成26年6月6日付け北海道上川総合振興局告示第80号

#### 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

### 北海道留萌振興局告示第52号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年8月1日

北海道留萌振興局長 岡崎 一智

#### 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) ロータリ除雪車 (1.3m/700 t 級) 1 台  
(ロータリ除雪車 (80 P S) 1 台と交換)
- (2) ロータリ除雪車 (2.2m/2,300 t 級) 1 台  
(ロータリ除雪車 (250 P S) 1 台と交換)
- (3) 除雪ドーザ (13 t 級車輪式) 1 台  
(除雪ドーザ (13 t 級) 1 台と交換)

#### 2 落札を決定した日

平成26年7月18日

#### 3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏名 ナラサキ産業株式会社  
イ 住所 札幌市中央区北1条西7丁目1番地
- (2)ア 氏名 株式会社日本除雪機製作所  
イ 住所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目4番38号
- (3)ア 氏名 北海道川重建機株式会社  
イ 住所 北広島市大曲中央1丁目2番地2

#### 4 落札金額

- (1) 16,200,000円
- (2) 32,400,000円
- (3) 17,820,000円

#### 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

#### 6 一般競争入札の公告

平成26年6月6日付け北海道留萌振興局告示第45号

#### 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 留萌市住之江町2丁目1番2号

### 北海道釧路総合振興局告示第11号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年8月1日

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) フルカラー複写機等の賃貸借（連続複写速度A 4 ヨコフルカラー20枚／分以上（根室出張所））1台及びフルカラー466枚、モノクロ123枚
- (2) フルカラー複写機等の賃貸借（連続複写速度A 4 ヨコフルカラー30枚／分以上（事業課））1台及びフルカラー7,948枚、モノクロ4,352枚
- (3) フルカラー複写機等の賃貸借（連続複写速度A 4 ヨコフルカラー30枚／分以上（中標津出張所））1台及びフルカラー7,915枚、モノクロ1,921枚
- (4) フルカラー複写機等の賃貸借（連続複写速度A 4 ヨコフルカラー30枚／分以上（厚岸出張所））1台及びフルカラー4,395枚、モノクロ1,597枚
- (5) 広幅複写機等の賃貸借（連続複写速度A 0 タテ2.4枚／分以上（事業課））1台及び661カウント
- (6) 広幅複写機等の賃貸借（連続複写速度A 0 タテ2.4枚／分以上（弟子屈出張所））1台及び88カウント

2 落札を決定した日  
平成26年7月1日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)
  - ア 氏名 株式会社ウチダシステムズ北海道支社釧路支店
  - イ 住所 釧路市暁町3番19号
- (2) 1の(2)及び(3)
  - ア 氏名 有限会社オーエーシステムジンベイ
  - イ 住所 釧路郡釧路町遠矢南1丁目11番地
- (3) 1の(4)から(6)まで
  - ア 氏名 株式会社マルエイ六峰社
  - イ 住所 釧路市仲浜町1番15号

4 落札金額（1月当たりの基本料金及び1枚又は1カウント当たりの単価）

- (1) 1の(1)
  - ア 基本料金 一式5,000円
  - イ 複写料金 モノクロ 1枚あたり1.8円  
フルカラー 1枚あたり6.9円
- (2) 1の(2)及び(3)
  - ア 基本料金 一式2,000円
  - イ 複写料金 モノクロ 1枚あたり1.0円  
フルカラー 1枚あたり4.5円

(3) 1の(4)

- ア 基本料金 一式2,550円
- イ 複写料金 モノクロ 1枚あたり1.0円  
フルカラー 1枚あたり5.0円

(4) 1の(5)及び(6)

- ア 基本料金（400カウント含む） 一式14,350円
- イ 複写料金 401カウントから500カウントまで 1カウント当たり8.0円  
501カウントから600カウントまで 1カウント当たり7.7円  
601カウント以上 1カウント当たり7.3円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年6月6日付け北海道釧路総合振興局告示第8号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 釧路市双葉町6番10号

道 人 事 委 員 会 規 則

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年8月1日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則16-24

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則  
公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16-1）  
の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

株式会社北海道エアシステム  
北海道道南地域並行在来線準備株式会社

附 則

この規則は、公布の日から施行する。